



家を購入するならふじえだ！藤枝市に移住したいご夫婦を応援！

仲良し夫婦移住定住促進事業

補助金額 最大 **100万円**

子育て前の40歳未満の仲良し夫婦世帯が対象

■ 取得事業

仲良し夫婦が新築住宅または中古住宅の購入に要した経費を補助。

補助率	2分の1	
補助上限額	市内	市外
	30万円	50万円



※中古住宅は、昭和56年6月1日以降に建築されたものに限ります。

■ 移転事業

市外の仲良し夫婦が購入した住宅に引越した際の費用を補助。

※取得した住宅を住所とする直前の住所が藤枝市外の方のみ対象です。

補助率	2分の1	
補助上限額	県内他市外	静岡県外
	5万円	20万円

※エアコンの取付、配線工事、家電の購入など補助対象外となる経費もあります。



■ 改修事業

購入した中古住宅の改修（リフォーム）に要した費用を補助。

※実施した箇所の工事前後の写真が必要です。

補助率	2分の1
補助上限額	30万円

※対象となる改修工事は、キッチン、浴室、トイレの設備本体の交換工事と外壁や屋根の補修等の工事に限ります。

裏面へつづく

藤枝市 都市建設部 住まい戦略課（東館2F）

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

電話 054-631-5750（直通） FAX 054-643-3280

E-mail sumai@city.fujieda.shizuoka.jp

補助金HP⇒



1 補助金交付申請期間

- ・新築注文住宅を取得した場合・・・建築日（登記上の建築日）から1年以内
- ・新築建売住宅や中古住宅を取得した場合
・・・引渡日（登記簿上の所有権移転日）から1年以内

※来年度以降の補助金事業の実施は未定です。

※申請時点で住民票の異動が完了している必要があります。

2 注意事項

※仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金の交付は、事業ごと1世帯1回限りです

（過去、同種の補助金を受けたことのある世帯には補助金の交付はできません。）。

※補助対象経費のうち、市の実施する他の補助金の補助対象となっている経費は補助対象に含めることはできません。ただし、浄化槽や蓄電池など住宅の一部の設備に係る補助金の交付を受けている場合は、これに該当しません。

※18歳以下の子ども（胎児を含む。）がいる世帯の場合、「子育てファミリー移住定住促進事業」の対象となる可能性があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

※予算の上限に達した場合、年度の途中であっても補助金交付申請の受付を終了します。

3 用語の解説

仲良し夫婦とは	子育て前の（子どものいない）40歳未満の夫婦をいいます。
新築住宅とは	藤枝市内の人が居住したことの無い一戸建て住宅と分譲マンションをいいます。
中古住宅とは	個人が自己の居住のため所有していた藤枝市内の一戸建て住宅とマンションをいいます。※なお、昭和56年6月1日以降に建築されたものに限りません。（耐震補強工事を実施した場合も対象となりません）。
取得事業とは	仲良し夫婦が、新築住宅や中古住宅を取得（購入）し、取得した住宅を住所とすること（住民票を異動すること）をいいます。
移転事業とは	取得事業の対象となった住宅に、藤枝市外の住所から移動することをいいます。補助の対象となるのは、直前の住所が藤枝市外の世帯であって、移動に当たって引越業者やレンタカーを利用した場合に限りません。
改修事業とは	取得事業の対象となった中古住宅を仲良し夫婦が、キッチン、浴室、トイレの設備本体の交換工事や、外壁や屋根の補修等を行うことをいいます。

補助金HP

